

仕 様 書

駐屯地気象観測装置換装に伴う役務

駐屯地気象観測装置換装に伴う役務

表 紙

1 / 6

# 仕 様 書

|    |                  |       |             |
|----|------------------|-------|-------------|
| 件名 | 駐屯地気象観測装置換装に伴う役務 | 作成年月日 | 令和 8年 1月13日 |
|    |                  | 作成部隊  | 別府駐屯地業務隊総務科 |
|    |                  | 作成者   | 1等陸曹 渋谷 英樹  |

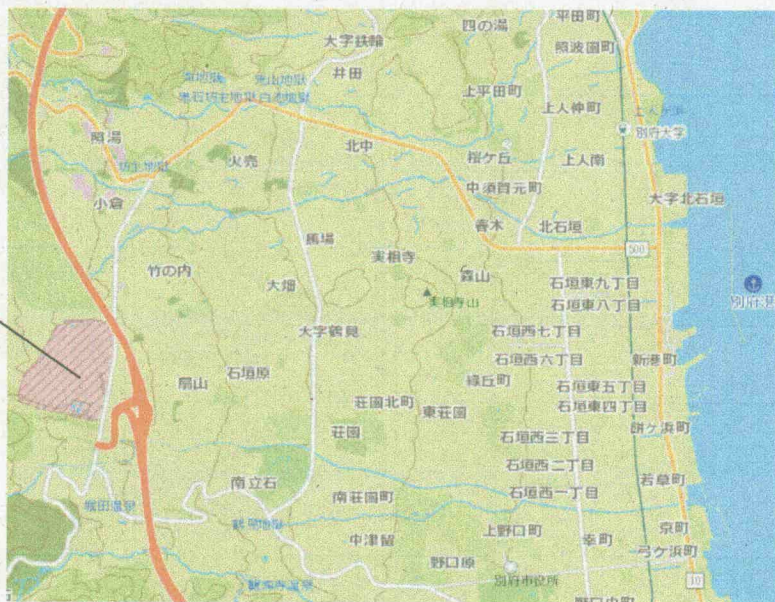
- 1 本仕様書は、「駐屯地気象観測装置換装に伴う役務」について適用する。
  
- 2 実施場所  
大分県別府市大字鶴見4548-143 陸上自衛隊別府駐屯地業務隊舎（302号隊舎）
  
- 3 概要  
3階建隊舎屋上から1階執務室までの電線配管（仮線4本の配線含む）
  
- 4 一般仕様
  - (1) 本役務は、本仕様書に基づくほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部「公共建築工事標準仕様書（機械工事設備編）」、及び関係法令に基づき実施すること。また、本仕様書に記載及び指示がなくとも技術上当然なすべき事項は積極的に実施すること。
  - (2) 施工にあたり、建物・物品等に破損及び汚損を生じた場合には、速やかに官側担当者へ報告し、その指示に従い請負者の担当において現状に復旧するものとする。
  - (3) 請負者は施工にあたり、原則として駐屯地の電気・上下水道は使用できない。使用する場合は、仮設用メーターを設置し使用料を徴収するものとする。
  - (4) 請負者は施工にあたり、係官の指示する書類を作成し、提出する。
  - (5) 請負者は施工にあたり、工程ごとカラー写真を撮影し、作業終了後速やかに整理し1部提出するものとする。
  - (6) 請負者は施工にあたり、仕様書、あるいは現地において、相違、疑義及び不明な点が生じた場合、係官と協議しその指示に従う。
  - (7) 本仕様書に記載なき事項といえども施工に必要な事項は請負者の責任において実施するものとする。
  - (8) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
  - (9) 現場代理人（請負者）は必ず現場を確認し、作業中は管理・監督を行う。
  
- 5 特記事項
  - (1) 資材  
必要資材は施工前に現地で採寸を行い、官側担当者へ図面を提出し、事前に承認を受けるものとする。
  - (2) 電線管仕様  
ケーブル（CVVS-1.25sq-2C）2本、ケーブル（CVVS-1.25sq-4C）2本、計4本のケーブルを配線可能なもの。また、対候性を有するもの。
  - (3) その他
    - ア 火気に十分注意し、人身事故はもちろんのこと爆発、火災及び材料等の飛散がないように安全管理、材料管理を徹底するものとする。
    - イ 施工に関連した事故は、請負者において責任を持つものとし、万一事故が発生した場合は官側は一切責任を負わない。
    - ウ 発生材については、金属類とその他に分類し、金属類については発生材調書を作成し駐屯地内指定場所に整理集積するものとする。その他については廃棄物とし請負業者で適切に処分するものとし、公益社団法人全国産業資源循環連合会発行の「産業廃棄物管理票」の最終処分証明写しを、提出書類とともに提出するものとする。
    - エ 完成検査は、現場の確認及び書類の提出をもって行うものとし、令和8年3月31日までの期間の検査官が指示した日時に行う。

## 6 管理事項

本役務を実施するにあたり、以下のことについて管理するものとする。

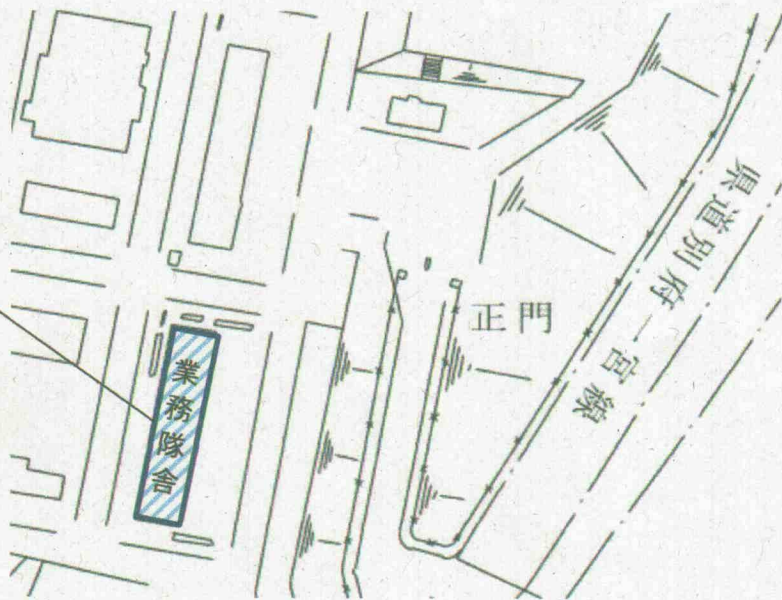
- (1) 施工上知り得た情報は、第三者へ他言しない。
- (2) 写真等は、必要部数以上に増刷しない。また、必要箇所以外は撮影しない。
- (3) 施工時には、施工箇所周囲に養生してから作業を実施すること。

7 参考図面



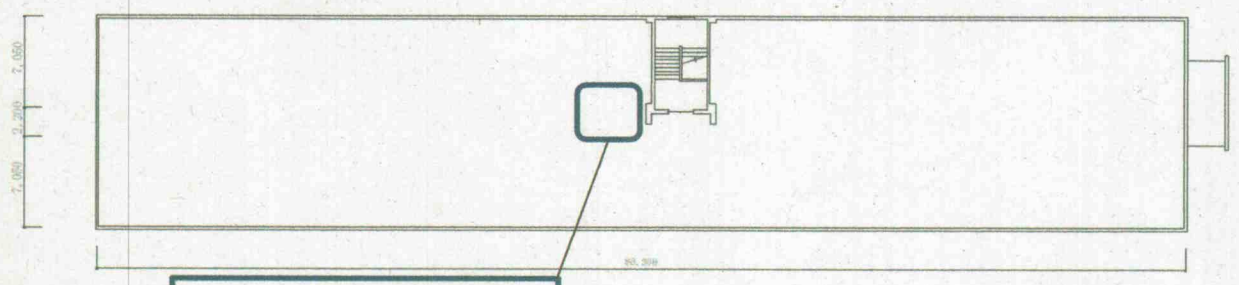
別府駐屯

案内図



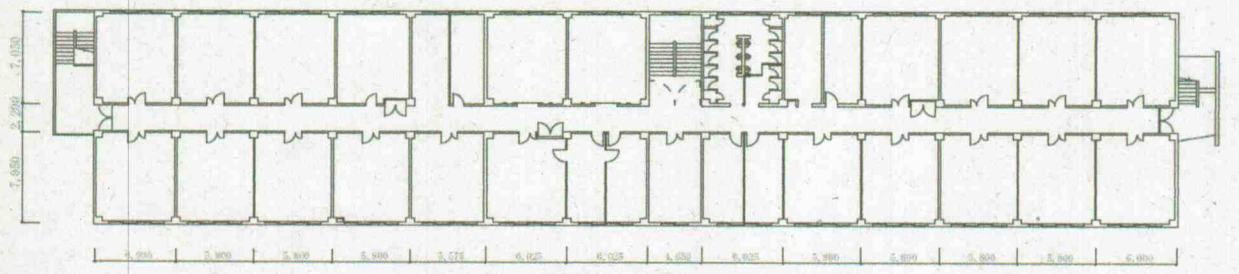
施工場所

配置図

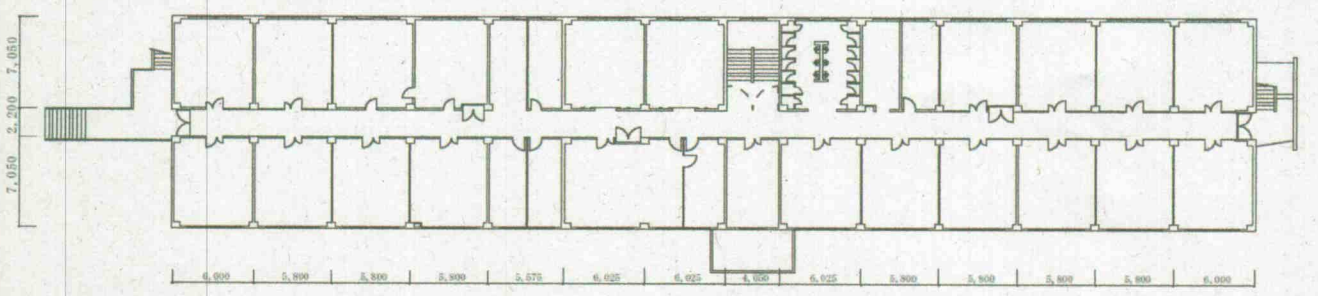


施工箇所 (ケーブル始)

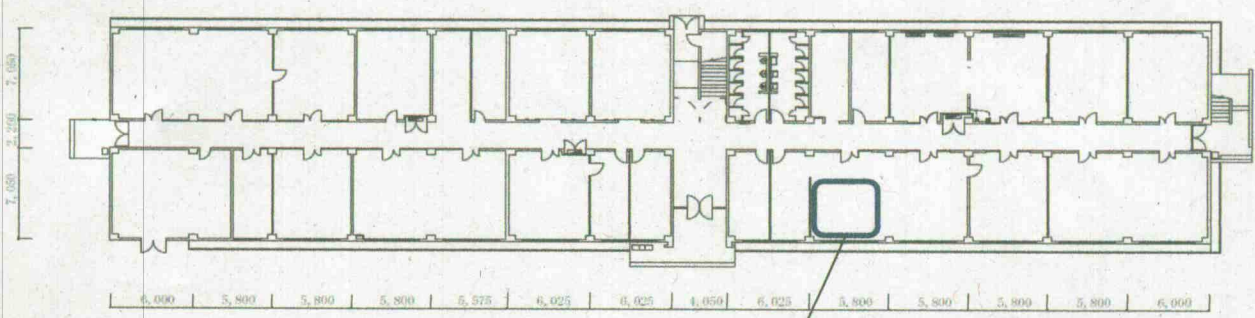
標準平面図 RF



標準平面図 3F



標準平面図 2F

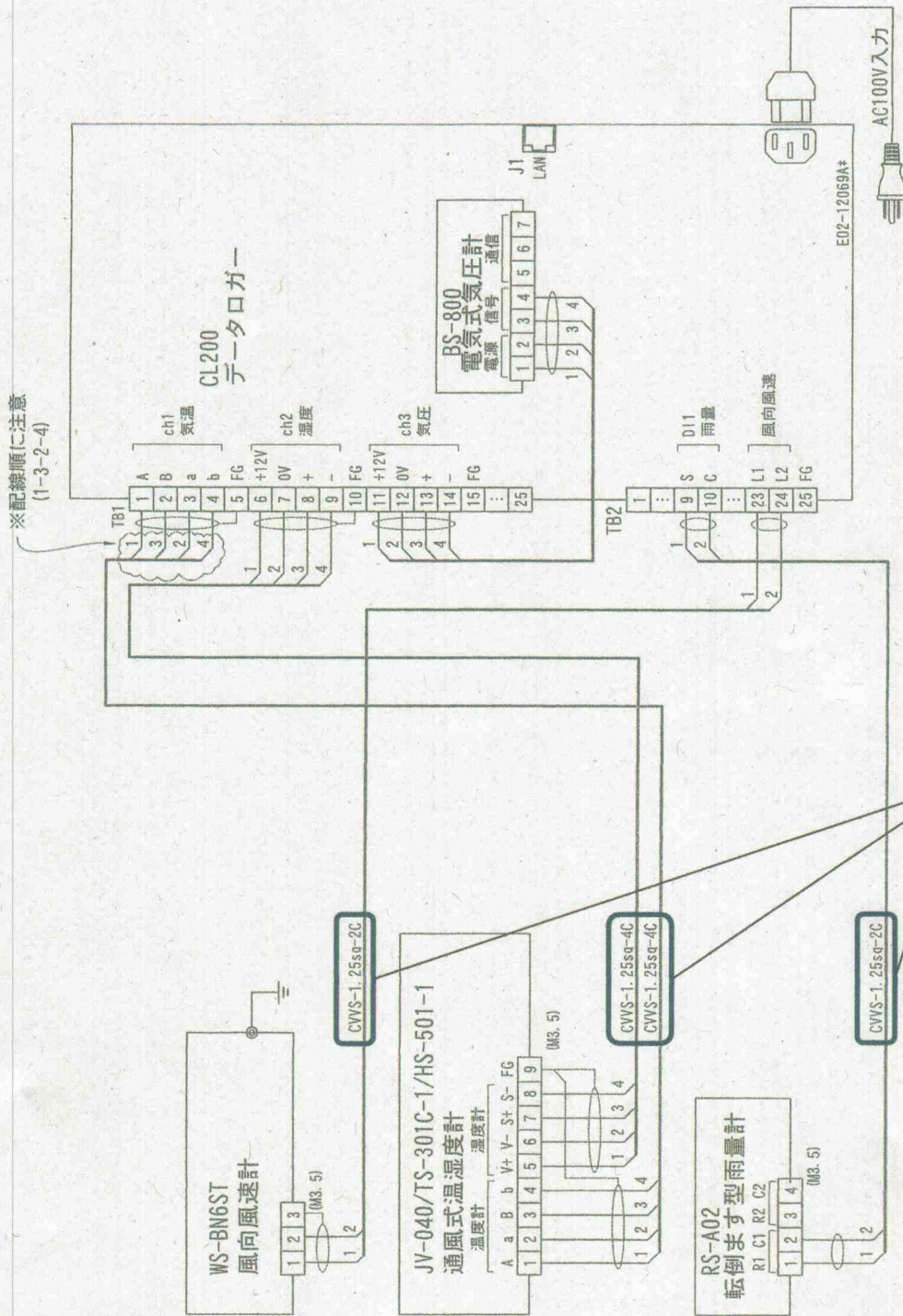


施工箇所 (ケーブル終)

標準平面図 1F

※ 地表面から施工箇所 (ケーブル始点) までの高さ (14.9m)

駐屯地気象観測装置 GML-116



施工箇所 (仮)